

## 大崎町シティプロモーションサポーター募集要項

### (趣旨)

第1条 町民等の参画による情報発信力の強化により、大崎町の知名度・イメージの向上並びに町民のまちへの愛着及び誇りの醸成を図るため、大崎町シティプロモーションサポーター（以下「シティプロモーションサポーター」という。）を設置し、募集することについて必要な事項を定める。

### (身分)

第2条 シティプロモーションサポーターは、町職員としての身分を有しない。

### (活動内容)

第3条 シティプロモーションサポーターは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 町の魅力、地域資源等の情報発信、PR活動
- (2) 町内等における地域の話題、行事、催物、場所、人物、各種団体等を取材し、これによって作成した記事並びに撮影した写真及び動画（以下「記事等」という。）を自身のSNS等で発信すること。
- (3) その他町長が必要と認めるシティプロモーション活動

### (登録対象者)

第4条 シティプロモーションサポーターとして登録することのできる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大崎町の魅力を町内外に情報発信する意欲のある15歳以上（中学生を除く。）の個人又は団体であること。
- (2) パソコン、スマートフォン又はタブレットを所有し、基本的な操作ができること。

### (申請)

第5条 シティプロモーションサポーターに登録することを希望するもの（以下「申請者」という。）は、個人の場合にあつては大崎町シティプロモーションサポーター登録申請書（個人用）（様式第1号）に、団体の場合にあつては大崎町シティプロモーションサポーター登録申請書（団体用）（様式第2号）に必要な書類を添えて、町長に申請するものとする。

2 前項の場合において，申請者が未成年者であるときは，申請について当該未成年者の親権者の同意があることを要する。

(登録)

第6条 町長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査し，適当と認めるときは，申請者をシティプロモーションサポーターとして登録し，その旨を大崎町シティプロモーションサポーター登録決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(登録期間)

第7条 シティプロモーションサポーターの登録期間は，前条の規定により登録された日からその日の属する年度の末日までとし，再任を妨げない。

(登録抹消)

第8条 町長は，シティプロモーションサポーターが次の各号のいずれかに該当するときは，当該シティプロモーションサポーターの登録を抹消するものとする。

- (1) シティプロモーションサポーターから登録の抹消の申出があったとき。
- (2) 第3条に規定する活動ができなくなったとき。
- (3) 第10条の規定に該当する行為を行ったとき。
- (4) その他シティプロモーションサポーターとして不適格であると町長が認めるとき。

2 町長は，前項の規定による登録の抹消を行ったときは，その旨を大崎町シティプロモーションサポーター登録抹消通知書（様式第4号）により，当該シティプロモーションサポーターに通知するものとする。

(報酬)

第9条 シティプロモーションサポーターの活動に対する報酬は，無報酬とする。

(禁止行為)

第10条 シティプロモーションサポーターは，次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自己の利益のために，シティプロモーションサポーターの立場を濫用すること。
- (2) 町職員と誤認されるおそれのある言動をすること。
- (3) シティプロモーションサポーターの活動と私事の活動を混同した言動をすること。

- (4) 活動先等に対して迷惑となること。
- (5) シティプロモーションサポーター制度の円滑な運営を妨げること。
- (6) 活動上知ることができた秘密を漏らすこと。
- (7) その他町長が適当でないと認めること。

(記事等の編集または転用)

第11条 町長は、シティプロモーションサポーターが発信した記事等のうちから適当と認めるものを、町のWebサイト、SNS、広報誌、動画共有サービスその他の町の広報媒体に編集または転用し、掲載できるものとする。

2 町長は、シティプロモーションサポーターが発信した記事等について、当該記事等に次の各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、当該記事等について掲載しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのある情報
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の主義主張に係る情報
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある情報
- (4) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でない情報
- (5) 法令に反し、又は反するおそれがある情報
- (6) その他町長が不適切であると認める情報

(免責)

第12条 シティプロモーションサポーターの活動等による経費について、町はその費用を負担しない。また、取材等におけるシティプロモーションサポーターが負ったけが、第三者に与えた損害、法令違反等に対して町はその責任を負わない。

(庶務)

第13条 シティプロモーションサポーターに関する庶務は、企画調整課において処理する。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、シティプロモーションサポーターに関し必要な事項は、町長が別に定める。